

第4回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成31年（2019年）3月22日

定 例 会

平成31年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成31年3月22日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月22日 午後3時00分
 閉会3月22日 午後4時46分

出席者

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員	渡 辺 律 子		

欠席者 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	永 福 徹	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	福 田 博	学校教育部 副参事兼 学務課長	岡 本 順
教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼教育 センター所長	鈴 木 雅 彦
図 書 館 長	横 山 みどり	学校管理課長	紺 野 功
生涯学習課 調 整 幹	中 野 聡	指 導 課 長	山 口 徳 明
		学 校 管 理 課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
		指 導 課 調 整 幹	青 木 元 秀
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	中 山 佳 孝
		教育センター 調 整 幹	原 田 肇 子

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	並 木 智 史
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	
	議 案	
	・第6号議案 平成31年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第7号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第8号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程制定について	原案可決
	・第9号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第10号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について	原案可決
	・第11号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則制定について	原案可決
	・第12号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第15号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第16号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・平成31年度教科用図書の採択事務について	
	その他	
	・平成31年3月定例市議会について	
	・平成30年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・平成30年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
	・平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・平成30年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について	

◎教育長専決について

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第3号について」、学校教育部長から説明いたします。

瀧田学校教育部長 それでは、専決第3号「平成30年度越谷市教育費補正予算の見積りについて」、ご報告をさせていただきます。

会議要項の3ページをご覧ください。

専決第3号 平成30年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

平成30年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

平成31年（2019年）2月28日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、別冊1の「平成30年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の2ページ及び3ページをご覧ください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

3ページの表の一番下にあります、歳入合計欄をご覧ください。

教育委員会に関連する歳入につきましては、今回2億円を追加し、補正後の総額は、21億3,050万6千円となります。

歳入の内容ですが、8ページ及び9ページの（1）歳入予算説明書をご覧ください。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金につきましては、学校施設整備事業に係る国の第2次補正予算を活用し、小学校費補助金1,530万円、中学校費補助金1,770万円を、それぞれ追加いたします。

20款 市債、1項 市債、7目 教育債につきましては、国庫補助金と併せて、学校施設整備事業に係る国の第2次補正予算の活用に伴い、小学校債9,470万円、中学校債7,230万円を、それぞれ追加いたします。

次に、歳出の内容ですが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。

今回、2億円を追加し、補正後の総額は、97億4,238万8千円となります。

歳出の内容ですが、14ページ及び15ページの事業別予算説明書をご覧ください。

上段の、2項 小学校費、1目 学校管理費の小学校施設改修費につきましては、国の補正予算を活用し、小学校校舎等のトイレ改修工事を行うため、1億1千万円を追加します。

次の、3項 中学校費、1目 学校管理費の中学校施設改修費につきましては、国の補正予算を活用し、中学校の校舎外壁の改修に係る工事を行うため、9,000万円を追加します。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

(3) 繰越明許費の追加ですが、2項 小学校費及び3項 中学校費における小中学校施設改修費につきましては、今回計上する事業費について、今年度中の事業完了が見込めないことから、全額を平成31年度に繰り越すものでございます。

最後に、7ページをご覧ください。

(4) 地方債の追加ですが、歳入でご説明いたしましたとおり、国の補正予算を活用した、学校施設整備事業に関する市債を追加するものです。

金額その他の項目については、表をご参照いただきたいと存じます。

専決第3号に係るご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 今回の補正予算の学校トイレ改修等について、平成31年度に向けた進捗状況について説明がありましたらお願いします。

紺野学校管理課長 まず、小学校費はトイレの改修工事費でございます。内容は洋式トイレ化ですが、出羽小学校、桜井南小学校、花田小学校の3校分が補正予算で追加されました。また、中学校費につきましては、校舎の改修工事費ということで北陽中学校校舎の外壁を改修する予定でございます。老朽化に伴い外壁の一部が落下したという事例がございますので、その部分を修繕するということで、国の補助金を活用します。

吉田教育長 目標である70%に向けての進捗状況は。

紺野学校管理課長 越谷市といたしましては、各学校がトイレの洋式化率70%以上になるということを目標にして、今後3年間で整備をしようと考えております。当初、来年度は10校を予定しておりましたが、そのうちの3校が前倒しで国の補正予算がついたということで、改めて対象校と工事費等を精査したところ、来年度はこの3校と合わせて当初予算にて12校の工事を行うことができることとなりましたので、来年度は合計15校実施できる見込みでございます。さらに32年度に15校、33年度に15校で、全ての学校で改修工事が完了する予定でございます。

吉田教育長 城ノ上小学校も含めてということですね。

紺野学校管理課長 はい、城ノ上小学校も70%を充たしておりませんので、城ノ上小学校もこの計画には含まれており、最終的には全45校で改修工事をするという形になっております。

吉田教育長 ただいま補足説明をさせていただきましたけれども、他にございますか。なければ、この件については以上とします。

◎第6号議案 平成31年度越谷市教育行政重点施策の決定について

吉田教育長 続きまして、第6号議案「平成31年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

永福教育総務部長 それでは、第6号議案 平成31年度越谷市教育行政重点施策の決定について、

ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の 11 ページをご覧ください。

第 6 号議案 平成 31 年度越谷市教育行政重点施策の決定について

平成 31 年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

平成 31 年（2019 年）3 月 22 日提出 越谷市教育委員会教育長

提案理由でございますが、第 2 期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続いて恐れ入りますが、お手元の別冊 3 「平成 31 年度越谷市教育行政重点施策について」をご覧ください。

平成 31 年度版教育行政重点施策の作成に際しましては、前回の 2 月定例会において、記載内容等についてご協議いただいたところでございます。

その後、担当課所において、再度確認・調整を行い、お手元に配付いたしましたとおり、教育行政重点施策の最終案を取りまとめました。私から、前回からの変更点についてご説明申し上げた後、ご審議いただきたいと存じます。

前回からの変更点でございますが、7 ページ下段に「教育行政重点施策の位置付けの参照箇所についての文言」を記載しております。

19 ページ中段の「中学校校舎の外壁改修」を追加し、同ページ下段の「トイレの洋式化」の予算の表記を変更いたしました。

また、今年度の事業終了に伴い、2 点の写真を更新いたしました。22 ページ上段の「人権・同和問題講演会」、24 ページ上段の「川のあるまちー越谷文化」でございます。

このほか、分かりやすくするために、本編中の文章表現や句読点、レイアウトの調整などを行わせていただきましたが、記載内容に関わる大きな修正はございません。

前回からの変更点につきましては以上でございます。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただけたら、印刷・製本し、平成 31 年 4 月 4 日（木）の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催いたします。その後、4 月中に市内の教育機関等へ配付し、周知をはかってまいります。

第 6 号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 本案についてはこれまでも協議を重ねてきたところでございますし、ただいま説明がありましたとおり、予算の決定等に伴って変更、追加したものでございます。

吉田教育長 これより第 6 号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第7号議案 「越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 続きまして、第7号議案「越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」、教育総務課長から説明いたします。

渡辺教育総務課長 それでは、第7号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをお開きください。

第7号議案 越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、教育委員会に対する請願及び陳情に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の15ページをご覧ください。

改正の内容ですが、改正前の同規則11条では、「教育委員会に対して請願等をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情をのべることができる」旨を規定しておりましたが、今回、請願等に係る手続き方法などについて明確にするため、市民の方が請願等を行う場合に提出する書面に記載すべき事項や、提出された請願等の取り扱い手続きなどについて同条に規定するものです。なお、この規則は、平成31年4月1日から施行いたします。

また、今回の規則改正に係る新旧対照表を、お手元の資料の1ページに掲載しておりますので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

第7号議案についてのご説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 記載すべき事項等は分かったのですが、所定の様式などはあるのでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 様式については、規則には規定いたしません、別途定めるなどして市民の方にはそちらに記載いただくような方法を検討してまいります。

渡辺委員 それはどちらで対応しますか。

渡辺教育総務課長 教育総務課で対応いたします。

吉田教育長 他にございますか。

吉田教育長 これより第7号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第8号議案 「越谷市教育委員会事務決裁規程制定について」

吉田教育長 続きまして、第8号議案「越谷市教育委員会事務決裁規程制定について」、教育総務課長から説明いたします。

渡辺教育総務課長 それでは、第8号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程制定について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをお開きください。

第8号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程制定について。

越谷市教育委員会事務決裁規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市事務専決規程の改正に伴い、教育長の権限に属する事務のうち専決できる事項について見直しを行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の19ページをご覧ください。

改正の内容ですが、教育長の権限に属する事務のうち、事務を所管する部長及び課長が専決することができる事項を定めた同規則について、市長部局において定めている越谷市事務専決規程の改正内容に合わせて、全部を改正するものです。

具体的には、21ページの第9条（共通事項）の第1項において、「部長は、越谷市事務専決規程に定める部長の共通専決事項に関する規定を準用して専決することができる。ただし、越谷市教育委員会事務局組織規程に定める事務分掌その他の規程に定める所管事務について専決するものとする。」と規定いたしました。また、同条第2項において、課長の専決できる事項についても同様に規定いたしました。

さらに、第10条においては、（個別事項）として、第9条の共通事項のほかに、それぞれの所管事務に合わせて、部長及び課長が専決することができる事項について、個別に規定いたしました。

なお、この規程は、平成31年4月1日から施行いたします。

また、今回は規程の全部改正ではありますが、改正前の規程と比較がしやすいよう、新旧対照表を、お手元の資料の3ページに掲載しておりますので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

第 8 号議案についてのご説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第 8 号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第 9 号議案 「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 続きまして、第 9 号議案「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、生涯学習課長から説明いたします。

福田生涯学習課長 それでは、第 9 号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の 23 ページをご覧ください。

第 9 号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について。

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）3 月 22 日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、改元に伴う文言整理等を行うため、所要の改正を行う必要がありますので、提案するものでございます。

次に改正の内容でございますが、会議要項の 25 ページをご覧ください。

まず第 2 条第 1 項第 1 号についてでございますが、今までの規則では埼玉県東南部地域の定義付けが行われておりませんでした。他の東南部地域の規則等には定義付けがされておりましたことから、埼玉県東南部地域の定義を含めた形に修正するものとなります。

第 2 条第 1 項第 2 号につきましては、内容の変更はありませんが、以降に出てくる「公共施設予約案内システム」という文言については、「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム」のことであることを明確にするため、「以下、「公共施設予約案内システム」という。」という文言を追加するものとなります。

続きまして、第 2 条第 1 項第 3 号についてですが、「磁気ファイル」という言葉は現在あまり使用

されていない言葉であり、他の条例や規則等では磁気ファイルを含めた「電磁的記録媒体」という言葉を使用しているため、修正するものとなります。

続きまして、第5条第1項第4号についてですが、住民基本台帳カードはマイナンバー制度の導入に伴い、新規の発行がされていないことから削除するものとなります。また、新規の発行はされておりませんが、有効期間が残っている住民基本台帳カードは現在でも使用できることから、同条同項第5号中「その他」に含めるものとなります。なお、前述のとおりマイナンバー制度の導入にあわせて「個人番号カード」も使用可能となっていることから、住民基本台帳カードに併せて個人番号カードも「その他」に含めるものとなります。

続きまして、第6条中「磁気ファイル」を前述の理由のとおり「電磁的記録媒体」に修正するものとなります。

続きまして、予約案内システム利用者登録等申請書を規定している第1号様式、予約案内システム利用者登録更新申請書を規定している第3号様式及び予約案内システム利用者登録カード再発行申請書を規定している第4号様式の生年月日記載欄から、改元に伴い和暦を削除するとともに、あわせて、様式の体裁を整えるものです。

なお、この規則は公布の日から施行いたします。

また、今回の改正に係る「新旧対照表」をお手元の 資料 の15ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

第9号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第9号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第10号議案 「越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について」

吉田教育長 続きまして、第10号議案「越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について」、指導課長から説明いたします。

山口指導課長 それでは、第10号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の27ページを御覧ください。

第10号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について。

越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定

するものとする。

平成31年3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、学校教育法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

改正の内容ですが、別表小学校用教科書の採択時の項中「体育(保健)部会」の下に「外国語部会」を加え、調査研究を行う教科書の種目を「外国語」といたします。

また、この告示は、平成31年4月1日から施行いたします。

なお、今回の改正に係る「新旧対照表」を資料の25ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

第10号議案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第10号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第11号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則制定について

◎第12号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示制定について

吉田教育長 続きまして、第11号議案及び第12号議案については、改元に伴う年表記の見直しに関する案件でございますので、一括して教育総務課長から説明いたします。

渡辺教育総務課長 はじめに、第11号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則制定について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをご覧ください。

第11号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則制定について。

公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、本年５月１日に予定されている改元及び市が作成する公文書における年表記の見直しに伴い、様式等に元号の記載のある例規について、元号表記の削除を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の３３ページをご覧ください。

市が作成する公文書の年表記については、より市民に分かりやすい文書を作成するため、「公文書における年表記の見直し方針」に基づき、原則として元号に西暦を併記することといたしました。

このことに伴い、様式等に元号の記載のある例規について、元号表記の削除を行うものでございます。

なお、附則として、本規則は公布の日から施行しますが、現に改正前の規定により作成されている用紙については、当分の間、使用できると規定いたします。

続きまして、第１２号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示制定について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の３５ページをご覧ください。

第１２号議案 公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示制定について。

公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示を別紙のとおり制定するものとする。

平成３１年（２０１９年）３月２２日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、本年５月１日に予定されている改元及び市が作成する公文書における年表記の見直しに伴い、様式等に元号の記載のある例規について、元号表記の削除を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の３７ページをご覧ください。

先程ご説明させていただいた規則と同様に、越谷市教育委員会告示で定める要綱についても、元号表記の削除を行うものでございます。

第１１号議案及び第１２号議案についてのご説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第１１号議案「公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整理に関する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第１１号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

吉田教育長 次に、第１２号議案「公文書における年表記の見直しに伴う越谷市教育委員会告示で定める要綱の整理に関する告示制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第１２号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第１３号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

◎第１４号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

◎第１５号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第１３号議案から第１５号議案については、附属機関の委員の委嘱及び任命に係る案件でございますので、一括して所管課長から説明いたします。指導課長。

山口指導課長 それでは、第１３号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の３９ページをご覧ください。

第１３号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

平成３１年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

平成３１年３月２２日提出 越谷市教育委員会教育長

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校ほか９校に学校運営協議会を設置するにあたり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の４１ページをご覧ください。

越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第７条第１項の規定により、原則として６人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の１号委員は「対象学校の所在する地域の住民」、２号委員は「対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者」、３号委員は「対象学校の運営に資する活動を行う者」、４号委員は「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。

任期は、同規則第９条第１項において、１年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までとなります。

なお、審議会の委員については、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項の「教育委員会が任命する」という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形でお願いしてまいります。

それでは、表に沿って各学校の選出区分ごとの委員の人数について、ご説明させていただきます。その際、氏名、選出母体・役職等、性別、任期については、省略をさせていただきます。

平成31年度越ヶ谷小学校学校運営協議会委員

1号委員4名、2号委員1名、3号委員1名、4号委員1名

平成31年度増林小学校学校運営協議会委員

1号委員2名、2号委員1名、3号委員1名、4号委員1名

平成31年度東越谷小学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名、4号委員1名

平成31年度大袋北小学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名

平成31年度桜井南小学校学校運営協議会委員

1号委員2名、2号委員1名、3号委員1名、4号委員2名

平成31年度花田小学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名

平成31年度城ノ上小学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名

平成31年度中央中学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名

平成31年度東中学校学校運営協議会委員

1号委員1名、2号委員2名、3号委員1名、4号委員2名

平成31年度北中学校学校運営協議会委員

1号委員3名、2号委員1名、3号委員1名、4号委員1名

第13号議案についてのご説明は、以上でございます。

鈴木教育センター所長 続きまして、第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の45ページをお開きいただきたいと思います。

第14号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成31年3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市障害児就学支援委員会委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の47ページをご覧ください。

越谷市障害児就学支援委員会につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例第3条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として医師、3号委員として教育職員、4号委員として児童福祉施設の職員、5号委員として関係行政機関の職員となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様につきましては、2019年4月1日から2021年3月31日までとなります。

それでは、表にそって選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

はじめに、1号委員ですが、

小野里 美帆（おのざと みほ）、文教大学教育学部特別支援教育専修・教授、女、再任の1名でございます。

次に、2号委員ですが、

桃木 俊郎（ももき としろう）、医療法人社団愛育会・桃木診療所・院長、男、再任
長根 亜紀子（ながね あきこ）、医療法人社団俊睿会・いずみクリニック・院長、女、再任の計2名でございます。

続いて、3号委員でございますが、

齋藤 紀義（さいとう のりよし）、越谷市小学校長会・増林小学校長、男、再任
田嶋 栄蔵（たじま えいぞう）、越谷市小学校教頭会・桜井南小学校教頭、男、再任
松永 久美（まつなが くみ）、埼玉県立越谷特別支援学校・教諭、女、再任
浜田 正子（はまだ まさこ）、埼玉県立草加かがやき特別支援学校・教諭、女、再任
西澤 香（にしざわ かおり）、埼玉県立越谷西特別支援学校・教諭、女、再任
久保田 一（くぼた はじめ）、越谷市立大袋北小学校・教諭、男、再任
小林 恵子（こばやし けいこ）、越谷市立南中学校・教諭、女、再任
岡村 真佐美（おかむら まさみ）、越谷市立東中学校・教諭、女、再任
岡本 美令（おかもと みのり）、越谷市立大袋小学校・教諭、女、新任
飛田 明子（とびた あきこ）、越谷市立大沢小学校・教諭、女、再任の計10名でございます。

次に、4号委員ですが、

岡田 由美子（おかだ ゆみこ）、越谷市役所子ども家庭部子育て支援課・越谷市児童発達支援センター・副所長、女、再任
の1名でございます。

最後に、5号委員ですが、

根岸 あやに（ねぎし あやに）、越谷市役所保健医療部市民健康課・調整幹、女、再任
の1名でございます。

なお、今後4月1日付けで人事異動があった場合には、委員の空白期間が生じないように委嘱するため、教育長専決をさせていただき、4月定例教育委員会会議にてご報告をさせていただきたいと存じます。

第14号議案についてのご説明は以上でございます。

岡本学務課長 続きまして、第15号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の49ページをお開きいただきたいと存じます。

第15号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会につきましては、越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、選出区分の1号委員につきましては、学校医、2号委員につきましては、結核に関し専門的知識を有する医師、3号委員につきましては、保健所長でございます。

また、任期は委員全員2021年3月31日まででございます。

それでは、表にそって選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

1号委員、岡野 昌彦（おかの あきひこ）、越谷市医師会・理事、男、再任。

1号委員、原 直（はら すなお）、越谷市医師会・副会長、男、再任。

2号委員、周東 寛（しゅうとう ひろし）、越谷市医師会、男、再任。

2号委員、小泉 昭（こいずみ あきら）、越谷市医師会、男、再任。

3号委員、原 繁（はら しげる）、越谷市保健所長、男、再任。

平成31年3月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

第15号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第13号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、ご質問、またはご意見等がございますか。

吉田教育長 荒木委員。

荒木委員 学校運営協議会について、まだ全校設置ではないのですが、設置にはどのような基準、条件が求められるのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

山口指導課長 本来であれば45校一斉に学校運営協議会を設置して、全ての学校をコミュニティスクールとしたいところですが、新しい制度でございますので、指導課といたしましては3ヵ年で計画を立てたところでございます。したがって、今年度中央中ブロックの学校に設置が行われましたが、来年度は新たに6校に設置をいたしまして、再来年度には全45校に設置する予定でございます。

順次設置をしてきた理由といたしましては、新しい制度ということもありますが、どのような成果やメリット、あるいは課題があるのかということを先行的に研究し、その成果や課題等を少しずつ他の学校に広めていき、3ヵ年かけて45校で設置をしていくというかたちをとっているところでございます。今年度設置いたしました4校の成果と課題につきまして、早々に校長会等を通じまして校長等にお伝えしていき、よりよい設置、運営に向けて進めていきたいと思っております。

吉田教育長 他にございますか。

今年度すでに4校で実施しておりますが、その結果や状況はどうでしょうか。

山口指導課長 昨年度から準備委員会を設置いたしまして、指導課職員が学校長と既存の学校評議委員会に足を運び説明をさせていただき、4月当初からスムーズに運営が進むように進めてまいりました。

今年度実施してみて、いくつかの成果と課題が見えてまいりました。たとえば成果につきましては、学校行事の内容の変更を考えた場合、学校の職員間だけでなく、運営協議会にも相談をしてご意見をいただくことで、若干の修正をしてスムーズに進めることができました。また、委員の皆さまは校長の知らない学校の歴史やあるいは地域の思い、といったものをよくご存知のかたがいっぱいいますので、そういった思いや考えをこの場を使って受け取ることができ、校長が学校経営を進めるにあたっての大きな判断材料とすることができました。さらに、この会議を通じて校長の思いを汲んでいただき、委員の皆さまがそのほかの会議等で伝えていただいて、大変ありがたかったというご意見がございました。

一方、課題といたしましては、学校の経営方針について委員の皆さまにご承認いただくにあたり、分かりやすい資料をどのように提示したらよいかということを手探りで行ったということがございます。今年度提出した資料について、良かったもの・悪かったものなどの情報を、校長会では広めていきたいと思っております。また、越谷市が進めている小中一貫教育の中で、この学校運営協議会についてもブロック開催してみたらどうか、という提案も教育委員会からしているところがございますが、それぞれの学校の課題や特色が違うため運営協議会の内容を合同でやることについては検討が必要だ、というご意見をいただいております。これにつきましては今後の検討材料にしていきたいと思っております。このようなかたちで成果と課題が出ておりますので、先ほど申しましたとおり校長会等で伝えていきます。

吉田教育長 他にございますか。

5名から7名と、委員数に若干のばらつきがありますが、その理由を補足説明してください。

山口指導課長 規定では「原則として6名以内」ということで定められております。学校長の考えにより、5名ないし7名というかたちになっているところです。また4号委員につきましては公募を必ずするということで学校にお願いしているところですが、なかなか公募で集まらないというところもあるようでしたので、その学校は公募ではなくて学校長が必要だと思う方についてご推薦いただくということもございますので、必ずしも公募が出揃っていないこともありまして、若干人数にばらつきがあるということでございます。

吉田教育長 原則6名ということですから、できるだけそれに沿うようにお願いします。

ほかにございますか。

吉田教育長 これより第13号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

吉田教育長 次に、第14号議案「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第14号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

吉田教育長 次に、第15号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 これより第15号議案を採決いたします。本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「平成３１年度教科用図書の採択事務について」

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「平成３１年度教科用図書の採択事務について」、指導課長から説明いたします。指導課長。

山口指導課長 それでは、平成３１年度教科用図書の採択事務について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の５１ページをご覧ください。

はじめに、教科用図書採択に係る今後の見通しでございますが、平成２７年度から平成３６年度までの現時点での見込みを一覧にしておりますが、教科用図書は４年ごとの採択となっており、平成３２年度の小学校学習指導要領の全面实施及び平成３３年度の中学校学習指導要領の全面实施と時期にズレが生じます。中学校を例に申し上げますと、現行の教科用図書は平成２７年度に採択し、平成２８年度から平成３１年度まで使用することから、平成３２年度から使用する教科用図書を平成３１年度に採択する必要がございます。ただし、平成３３年度からは新学習指導要領に基づいて作成される教科用図書を使用することになるため、使用期間は平成３２年度の１年間のみ使用することとなります。また、今年度採択し、平成３１年度より使用する道徳の教科用図書については、平成３４年度まで使用期間となるはずでしたが、同様の理由により平成３１、３２年度の２年間のみ使用することとなります。

次に、平成３１年度に採択する平成３２年度使用教科用図書でございますが、小学校は新学習指導要領に基づく全種目、中学校は道徳を除く全種目でございます。

小学校使用教科用図書については、平成３０年度検定合格図書の中から採択を実施することとなりますが、現時点で発行者等は明らかにされておりません。４月半ばに発行される図書目録で示される予定でございます。

中学校使用教科用図書については、平成３０年度の検定において新たな図書の申請がなかったため、平成２６年度検定合格図書の中から採択を実施することとなります。採択事務については、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行うことが求められますが、教科用図書には変更がありませんので、４年間の使用実績を踏まえつつ、平成２７年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能とされております。

続きまして、会議要項の５２ページをご覧ください。

これらの情報から、平成３２年度使用教科用図書の採択事務の進め方をご提案させていただきます。

選定委員会については、その任務から１号委員２人、２号委員１人、３号委員１３人の委嘱又は任命を予定しております。

調査部会につきましては、１３部会を設置し、小学校１４種目、中学校１６種目の教科用図書の調査研究を行い、調査報告書を作成いたします。中学校については、平成２７年度採択時の選定資料を活用することが可能であることから、学校調査、使用実績及び市民のアンケートの内容を参考

として、新たな選定資料を作成いたします。

続きまして、会議要項の53ページをご覧ください。

最後に予定でございますが、4月の定例教育委員会会議にて選定委員の委嘱又は任命について議案として提出させていただきます。議決後、5月初旬に第1回選定委員会及び第1回調査部会を開催いたします。その後、6月末ごろを目安に調査部会が調査資料をまとめてまいります。また、教科書展示会を利用して、学校による調査及び市民のアンケートを実施いたします。その後、6月下旬から7月中旬にかけて選定委員会を開催し、選定資料を作成してまいります。教育委員の皆様につきましては、5月上旬以降に教科用図書の見本本をお届けいたしますので、調査研究をお願いいたします。また、6月下旬には教科書展示会の視察をお願いいたします。7月中旬には選定資料がまとまりますので、7月の定例教育委員会会議において採択の議案を提出いたします。ただし、採択する種目数が多いため、7月の定例教育委員会会議に加えて、8月にも臨時の教育委員会会議を開催していただく必要が生じてくると考えております。なお、採択に係る教育委員会会議につきましては、教育総務課と連携を図り、適正かつ公正な採択事務を実施できるよう調整してまいります。

平成31年度教科用図書の採択事務についてのご説明は、以上でございます。ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。ご質問、またはご意見等はございますか。

53ページの予定の中に1、2、3と採択について書いてありますけれども、これは3日に分けるということですか。

山口指導課長 はい、3日に分けて行うかたちになると思います。

吉田教育長 2日じゃ間に合わないか。

山口指導課長 小学校及び中学校の採択で、種目数が多いため、3日間の審議と考えております。

吉田教育長 相当な分量と日数で、委員の皆様にも大変ご苦勞いただくかと思いますが、この件についてなにかご質問ありますか。

吉田教育長 堀川教育長職務代理者。

堀川教育長職務代理者 選定委員の2号委員についてですが、教科用図書の採択について「識見を有する者」とありますが、具体的にどのような方なのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

山口指導課長 予定しております方は、大学教授で、元小学校の校長を考えております。

吉田教育長 他にございますか。

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「平成31年3月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「平成31年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

永福教育総務部長 それでは、平成31年3月定例市議会について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の55ページ及び56ページをご覧ください。

まず、会期日程でございますが、2月21日から3月18日までの26日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、会議要項の57ページをご覧ください。

教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ほか4件が上程され、すべて原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月27日から3月1日の計3日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の57ページ及び58ページのとおり、6人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

平成31年度当初予算に関する議案につきましては、委員9名からなる予算特別委員会が設置され、3月4日から8日の計5日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月11日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の58ページ及び59ページのとおりでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

平成31年3月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「平成30年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

吉田教育長 続きまして、「平成30年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

岡本学務課長 それでは、平成30年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の62ページをご覧ください。

平成30年度に休職処分となった人数ですが、小学校7名、中学校4名、計11名でございます。この中には、平成30年4月1日以前から引き続き休職処分となった者3名が含まれております。

なお、精神疾患による休職者ですが、小学校7名、中学校1名、合計8名で、全体の73%を占めておりますが、精神疾患8名は前年より4名減少しております。年代別に見ますと、40代が多い傾向が示されております。男女比につきましては、平成30年度は男性3名、女性5名となっております。

また、病名ですが、精神疾患ではうつ病が5名、適応障害が1名、不安神経症が1名、自律神経

失調症が1名、一般疾病は、乳がん、好酸球性胃腸炎、切迫流産の各1名です。

平成30年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、またはご意見等はございますか

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 11名という数は近隣他市と比べると多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

岡本学務課長 申し訳ございませんが、他市町の数字についての情報というのは手元にございせん。昨年度は12名ということで、過去に2桁の人数が出たのは初めてでございます。参考までに越谷市の精神疾患による休職者の近年の状況を申し上げますと、平成26年が6名、平成27年も6名、平成28年が5名、平成29年が12名、平成30年、今年度が8名というかたちでございます。全教職員に対する休職者の割合で申しますと、5月1日現在との割合で0.57%となっております。

吉田教育長 継続してこういう状況がありますので、現状何人いるかというふうになりますと、その時点によりかなり変わってきます。12名から8名で4名減ったということでしたけれども、経年の状況を見て、なにか特徴的な状況というのはありますか。

岡本学務課長 まず、再発してしまう方が若干名いらっしゃるということがございます。制度としては病気休暇を取った後に休職という処分になり、精神疾患の場合には、その中で職場リハビリテーションというかたちで復職のプログラムを作りまして復職をしてみたい。そこで4週間にわたる復職プログラムを行って復職を認められることとなるわけなのですが、たとえば1年勤めた、1年半勤めたけれども、やはりまた再発してしまうという方も中にはいらっしゃる。

それから、異動してきてすぐに、前の学校との違いとかそういった部分で悩まれ、それで病気休暇に入るといような状況も多いと考えております。そこで毎年度、3月と4月の段階では学校長に対して、自分のところに人事異動で入ってくる方に対しては丁寧にケアをしていくようにというようなかたちで指導をしているところでございます。

吉田教育長 他にございますか。

再発する懸念があるということであれば、十分にその点ケアをして、健康管理に努めるようお願いいたします。

吉田教育長 他にございますか。なければ、この件については以上とします。

◎その他 「平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び
「平成30年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

吉田教育長 続きまして、「平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「平成30年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

山口指導課長 それでは、平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成30年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の63ページをご覧ください。

はじめに、平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、平成31年2月1日（金）10：00より教育委員会室にて、委員全11名の出席をもって開催いたしました。会議は公開ですが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、中段に掲載しております、次第に沿って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。越谷市におけるいじめに関わる実態について、月例報告などに基づいていじめや暴力行為の具体的な事例を取り上げながら協議が行われました。また、関係機関のいじめに関する取り組みについても情報共有が図られました。

詳細については、恐れ入りますが会議要項をご参照いただきたいと思います。

続きまして、65ページをご覧ください。

平成30年度第2回いじめ防止対策委員会についてですが、平成31年2月14日（木）10：00より教育委員会室にて、委員全5名の出席をもって開催いたしました。こちらの会議も公開ですが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、中段に掲載しております、次第に従って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。いじめ問題に組織的に対応するための校内体制や虐待などの今日的な課題に対する関係機関の連携について協議が行われました。また、調査に関する形式や統計資料作成についても、貴重なご意見を伺うことができました。

詳細につきましては、恐れ入りますが会議要項をご参照いただきたいと思います。

平成30年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成30年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、またはご意見等はございますか。

吉田教育長 進藤委員。

進藤委員 しばしば出てくる「月例報告」ですが、これはどこでどうやってまとめて、どこで発表しているものなのでしょうか。

山口指導課長 ここでいう「月例報告」というのは、学校から報告のあった暴力行為、いじめ、ネットトラブル、この3項目につきまして、件数と内容とその対応について、越谷市教育委員会の指導課で、毎月一度報告をしているものでございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の関係性について教えてください。

吉田教育長 指導課長。

山口指導課長 両者とも、いじめを防止するということについて協議する会でございますが、問題

連絡協議会は、様々な機関と連携及び情報共有を図るとともに、いじめ防止に向けた最善の策について協議するといったことが大きな役割でございます。一方、問題対策委員会は、委員の皆さまがそれぞれ専門的な見地からご意見をいただける方々ですので、そういった方からご意見をいただきながら、教育委員会や学校が行っているいじめ防止に向けた取組みに活かし、対策を講じていくといったものです。資料につきましては、両会議ともほぼ同じものでございますけれども、いただける意見や情報共有の内容は異なりますので、教育委員会といたしましては両会議の内容とも非常に参考になっておりますし、さらに学校に伝えていかななくてはいけないものについても、その会議から抽出して伝えているところでございます。

吉田教育長 いじめ問題対策連絡協議会については、いじめの基本方針とか、今後学校あるいは教育委員会で取り組むべき内容等について、それぞれの専門的な見地からご協議いただくということも合わせてお願いしております。防止対策委員会においては、より具体的な取組みについて、主にご意見等をお伺いしているということです。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 前回もお聞きしたのですが、議事録はホームページで公開されるということによろしいですか。

吉田教育長 指導課長。

山口指導課長 公開いたします。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 同じ内容を議事としていても、委員構成が違うので出てくる意見等は違うと思うのですが、もう少しそれぞれの委員会の趣旨が違うということが市民にも伝わるような、そういう内容を明らかにしたほうがいいと思うのですが。

吉田教育長 協議の内容についても、もう少し両委員会の趣旨とか特色がはっきり出るような内容にするとか、あるいはこういった議事録についてもそれがわかるようにするとかいうようなことで工夫はできないか、ということですが、いかがでしょうか。

山口指導課長 ご意見ありがとうございます。たしかに、会議次第が同じであれば見る人によっては同じことをやっているのかなというふうに捉えかねません。実際は、問題連絡協議会のほうはそれぞれの機関がつかんでいるいじめについての情報で教育委員会のほうで掴みきれていない部分も共有できますし、それぞれの機関が持っている情報の集め方やどのように情報を扱っているかについても聞いたりできるといった特徴もございます。会議の内容をホームページ等に公開する場合においても、できるだけ明確に委員会の趣旨が分かるように伝えるよう務め、来年度の委員会につきましては、いただいたご意見を参考に検討していきたいと存じます。

吉田教育長 他にございますか。

他になれば、以上を踏まえて進めてください。

吉田教育長 他に何かございますか。

◎閉会の宣告

吉田教育長 他になれば、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月25日、木曜日、午後3時から、教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

(午後4時46分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

志 田 茂

委 員

堀川 智子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

書 記

教育総務課副課長

並 木 智 史